

平成29年玉村町議会第3回定例会会議録第3号

平成29年9月14日（木曜日）

議事日程 第3号

平成29年9月14日（木曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 陳情の審査報告
 - 日程第 2 議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定について
 - 日程第 3 議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第2号）
 - 日程第 4 議案第42号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 日程第 5 議案第43号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
 - 日程第 6 認定第 1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 7 認定第 2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 8 認定第 3号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第 9 認定第 4号 平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第10 認定第 5号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第11 認定第 6号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第12 認定第 7号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - 日程第13 認定第 8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定について
 - 日程第14 開会中における所管事務調査報告
 - 日程第15 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 陳情の審査報告
- 日程第 2 議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定について
- 日程第 3 議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 4 議案第42号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第43号 平成29年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 認定第 1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第 2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第 3号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第 4号 平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第10 認定第 5号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第 6号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第 7号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第 8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 開会中における所管事務調査報告
- 日程第15 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第1 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第2 議案第48号 訴えの提起について
- 追加日程第3 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて
- 追加日程第4 玉議第 4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 追加日程第5 玉議第 5号 玉村町議会委員会条例の一部改正について

出席議員（16人）

1番	月田均君	2番	渡邊俊彦君
3番	石内國雄君	4番	笠原則孝君
5番	齊藤嘉和君	6番	備前島久仁子君
7番	川端宏和君	8番	島田榮一君
9番	町田宗宏君	10番	三友美恵子君
11番	柳沢浩一君	12番	浅見武志君
13番	石川眞男君	14番	宇津木治宣君
15番	筑井あけみ君	16番	高橋茂樹君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	角田紘二君	副町長	宮川清吾君
教育長	新井道憲君	総務課長	萩原正人君
経営企画課長	山口隆之君	税務課長	齋藤修一君
健康福祉課長	舛田昌子君	子ども育成課長	萩原保宏君
住民課長	石関清貴君	生活環境安全課長	小林賢一君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋茂君
上下水道課長	倉林教夫君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	小柴可信君

事務局職員出席者

議会事務局長	田村進	議会事務局長補	齋藤善彦
庶務係兼議事調査係	平野里都子		

○開 議

午後 2 時 3 0 分開議

◇議長（高橋茂樹君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（高橋茂樹君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付しました 5 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加 5 議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、追加 5 議案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。



○日程第 1 陳情の審査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 1、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号 1、地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情を議題といたします。

この陳情につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

笠原則孝総務常任委員長。

〔総務常任委員長 笠原則孝君登壇〕

◇総務常任委員長（笠原則孝君） それでは、陳情受理番号 1 番の地方財政の充実・強化を求める意見書採択についての陳情の審査報告を申し上げます。

玉村町議会が地方自治法第 99 条に基づき、国会及び関係行政庁に対し、地方財政の充実・強化を求める意見書の提出をすることを採択していただくよう陳情します。

この文面のほうはわかりますので略しまして、その辺のものをちょっと要約だけしますと、記しまして、社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ることという文面でございます。

そうしまして、ここにありますように、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税 4 税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げ

を行うこと。

そんなことでありまして、一応審査結果としましては、全委員から意見を求めた結果、全委員から採択すべきものと意見がありました。なお、審査経過は、以下に記載するとおりです。

委員の主な意見を申し上げます。まず、石川委員、政府は地方創生や1億総活躍社会という形で、地方の果たす役割を拡大させる政策をとっているが、それに対する要望としてこのような陳情が出されました。内部留保という形で、資金が都市部の一部大企業に集中している状況の中、地方財政の充実を求めることは大事なことだと思います。私は、採択し意見書を出したほうがいいのではないかと思います。そのような意見が大多数だったので、表決としましては、本陳情は採決の結果、採択すべきものとなりました。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 総務常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本陳情に対する表決を行います。

総務常任委員長の審査報告は採択とするものです。

総務常任委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、総務常任委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。



○日程第2 議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第2、議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定について、この議案につきましては経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

石内國雄経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 石内國雄君登壇〕

◇**経済建設常任委員長（石内國雄君）** 経済建設常任委員長の石内でございます。議案第37号 玉村町農業振興基金条例の制定についての審査報告をいたします。

9月5日の本会議において町長から提案説明があった議案第37号について、経済産業課長に補足説明を求めました。補足説明では、無人ヘリコプターによる病虫害防除については、平成28年度から玉村町無人ヘリコプター・病虫害防除協議会を実施主体とした空中散布が中止となったこと。それから、事業終了に当たって協議会の解散と財産処分が決定され、機体更新費用として積み立てた積立金が町へ寄附されることになったこと。また、この決定に基づき寄附を受け入れ、農業振興のための事業資金として設置すると。この基金の設置については条例制定が必要になるため、本条例を新たに制定するとの説明がありました。

当委員会では、質疑と慎重な審議をし、その後表決を行いました。その結果、本議案は、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

委員会審査報告書、本委員会付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定による報告いたします。

事件の番号、議案第37号、件名、玉村町農業振興基金条例の制定について、議決の結果、原案可決、議決の理由は、内容は妥当なものとする。

以上でございます。

◇**議長（高橋茂樹君）** 以上で経済建設常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（高橋茂樹君）** 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（高橋茂樹君）** ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇**議長（高橋茂樹君）** 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇**議長（高橋茂樹君）** ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

経済建設常任委員長の審査報告は原案可決とするものです。

経済建設常任委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、経済建設常任委員長の報告のとおり原案可決とすることに決定しました。

◇

○日程第3 議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第2号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第3、議案第41号 平成29年度玉村町一般会計補正予算（第2号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○日程第4 議案第42号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第4、議案第42号 平成29年度玉村町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 5 議案第 4 3 号 平成 2 9 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

◇議長（高橋茂樹君） 次に、日程第 5、議案第 4 3 号 平成 2 9 年度玉村町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○日程第 6 認定第 1 号 平成 2 8 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について

○日程第 7 認定第 2 号 平成 2 8 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 8 認定第 3 号 平成 2 8 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 9 認定第 4 号 平成 2 8 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

○日程第 10 認定第 5 号 平成 28 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 11 認定第 6 号 平成 28 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 12 認定第 7 号 平成 28 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

○日程第 13 認定第 8 号 平成 28 年度玉村町水道事業会計決算認定について

◇議長（高橋茂樹君） 日程第 6、決算特別委員会に付託しました認定第 1 号 平成 28 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第 13、認定第 8 号 平成 28 年度玉村町水道事業会計決算認定についてまでの 8 議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 6、認定第 1 号から日程第 13、認定第 8 号までの 8 議案を一括議題とすることに決定いたしました。

決算特別委員長より認定第 1 号から認定第 8 号までの審査報告を求めます。

備前島久仁子決算特別委員長。

〔決算特別委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇決算特別委員長（備前島久仁子君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第 7 7 条の規定により報告いたします。

認定第 1 号 平成 28 年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 2 号 平成 28 年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 3 号 平成 28 年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 4 号 平成 28 年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 5 号 平成 28 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 6 号 平成 28 年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第 7 号 平成 28 年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容は妥当なものと認める。

認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定について、内容は妥当なものと認める。
以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 決算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより決算特別委員長に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

以上で決算特別委員長に対する質疑を終了いたします。

これより討論、表決に移ります。

討論、表決は各会計別に行います。

最初に、日程第6、認定第1号 平成28年度玉村町一般会計歳入歳出決算認定についてに対する
討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり
認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第7、認定第2号 平成28年度玉村町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につい
てに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり
認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第8、認定第3号 平成28年度玉村町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第9、認定第4号 平成28年度玉村町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第10、認定第5号 平成28年度玉村町介護予防サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第11、認定第6号 平成28年度玉村町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第12、認定第7号 平成28年度玉村町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

次に、日程第13、認定第8号 平成28年度玉村町水道事業会計決算認定についてに対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本決算に対する決算特別委員長の審査報告は認定とするものです。決算特別委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、決算特別委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

◇

○日程第14 開会中における所管事務調査報告

◇議長（高橋茂樹君） 日程第14、各常任委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。

◇

○日程第15 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（高橋茂樹君） 日程第15、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。

◇

○追加日程第1 議案第47号 工事請負契約の締結について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第1、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第47号 工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

玉村町文化センター外壁改修工事につきましては、条件付き一般競争入札を行ったところ、6業者の参加申し込みがありました。8月18日に開札をした結果、群馬県佐波郡玉村町大字福島45番地

の2、田中建設株式会社玉村支店、取締役、玉村支店長、田中克宗が、消費税込み4,633万2,000円で落札いたしました。

つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、本工事は、平成6年に建設されました玉村町文化センターの外壁を改修するもので、タイル浮き部分へのアンカーピン打ちとエポキシ樹脂の注入、ひび割れ部分のタイル張りかえ、目地のシーリング張りかえなどとなります。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 議案第48号 訴えの提起について

◇議長（高橋茂樹君） 追加日程第2、議案第48号 訴えの提起についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第48号 訴えの提起についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議決を求めるものでございます。

訴えの内容につきましては、玉村町が町営住宅家賃滞納者に対し家賃の納入を求め、再三にわたる催告文書の送付や訪問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し全く誠意が見られないため、町営住宅家賃納入に対する公正公平の保持を目的として、やむを得ず本町より相手方に対し、民事訴訟法第383条第1項の規定により、平成29年8月8日、伊勢崎簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行いました。これに対しまして、相手方から伊勢崎簡易裁判所に督促異議申立書の提出がありましたので、訴訟手続に移行させていただくものでございます。

議案書記載の相手方は、平成3年3月16日より入居を開始しましたが、平成14年7月31日より家賃の支払いを怠っており、平成22年4月30日に退去しております。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） 極めて異例な80カ月余りにわたる滞納です。これに対して町としてこうした対応をとるのは、ある意味当然だというふうに私も理解をいたしております。しかしながら、当人の生活実態というか、身体的な事情で働けないとか家族的な問題で大きな障害があったとか、何らかのそうした納税しがたい個人的な理由等についてなかったのかどうか、その点ちょっとお聞きしたいのですが。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） お答えします。

この方は、辰巳団地に住まれていたのですが、担当者が伺ったりしたこともあるようです。家庭の事情というのは深くは話されておらないようで、何が理由で家賃が払えないかということは、記録には残っておりません。

以上です。

◇議長（高橋茂樹君） 11番柳沢浩一議員。

〔11番 柳沢浩一君発言〕

◇11番（柳沢浩一君） そうすると、なぜ払えないのか、いわゆる当人の生活実態ということについては、実は把握をしていなかったというふうに解釈してよろしいのですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 所得の証明をもって家賃が算定されております。ですから、ある一定の所得はあるということは、こちらにも把握しております。ですので、支払い能力はあるという考え

でこちらは受け取っております。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） 1点お聞きをしますのでけれども、入居するときに保証人を立てていると思うのですが、その人の責任範囲といいますか、その関係はどのようになりますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 入居のときに皆さんに保証人を立てていただいております。ですけれども、滞納が大きくなったところで保証人にも連絡はされて、保証人から話をさせていただくということも多々ありますので、こちらについても保証人を通じて話をすることは、大分前にやっていると思います。

◇議長（高橋茂樹君） 5番齊藤嘉和議員。

〔5番 齊藤嘉和君発言〕

◇5番（齊藤嘉和君） その方からもらえるだけの弁償金といいますか、私も詳しくはわかりませんが、連帯保証人、ただの保証人、そこら辺の使い分けはどのようになっているのですか。ちょっと私はわかりませんが、連帯保証人ではないから保証人からは金額の弁償というか、もらえないのかどうか、そこら辺はいかがですか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） やはりそこまで行くまでに、保証人さんからこの本人へ強く言ってもらおうということを繰り返していただけています。ただ、昔の記憶で申しわけないのですが、少しの金額を保証人さんが払ったというのを聞いたこともあります。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） この訴えの要旨の初めのころに書いてあるのですが、「平成3年3月16日より入居を開始した」と。「平成14年7月31日より家賃の支払いを怠っており」と。これを見ますと、平成14年の6月までは納めていたみたいですが。そうしますと、この平成14年の7月あるいは6月に何らかの環境の変化があったのだと思うのですが、この方には。そこら辺は把握していますか。

◇議長（高橋茂樹君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 高橋 茂君発言〕

◇都市建設課長（高橋 茂君） 済みません、その事情は把握しておりません。私はですが。

◇議長（高橋茂樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第3 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第3、議案第49号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 議案第49号 損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本案は、平成29年7月11日午前11時ごろ、玉村町保健センターにおいて実施しているレディース健診を受診した相手方が、保健センター2階トイレの金属製プレートに手をかけ、右手中指及び薬指を負傷したものでございます。当時、プレートは縁部分が鋭利な状態になっており、これは庁舎管理の瑕疵が要因であるため、議案書に記載の損害賠償の額を相手方に支払うものでございます。

なお、本件発生後直ちに当該プレートに安全対策を講じるとともに、再発防止のため庁舎の一斉点検を実施いたしました。

ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第4 玉議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第4、玉議第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

◇議長（高橋茂樹君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

4番笠原則孝議員。

〔4番 笠原則孝君登壇〕

◇4番（笠原則孝君） ただいま陳情のほう採択になりました。それについては、皆さんで協議をした結果、国に対してそのようなことをやったほうが地方創生としてはいいのではないかということで、全員一致でいたしましたけれども、そんなわけで、この陳情受理番号1の地方財政の充実・強化を図るために意見書を提出したいと思います。よろしくお願いします。

以上でございます。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第5 玉議第5号 玉村町議会委員会条例の一部改正について

◇議長（高橋茂樹君） 次に、追加日程第5、玉議第5号 玉村町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君登壇〕

◇6番（備前島久仁子君） 玉議第5号 玉村町議会委員会条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案につきましては、次期改選時より玉村町議会議員定数条例の議員定数を16人から3人減の13人と改正したことに伴い、常任委員会を現行の3常任委員会から2常任委員会に平成29年10月23日から改正するものです。

改正の概要につきましては、委員会条例第2条の表を3常任委員会から2常任委員会にするため、常任委員会の名称、委員の定数及び所管をそれぞれ改正するものであります。

◇議長（高橋茂樹君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○字句等整理委任について

◇議長（高橋茂樹君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（高橋茂樹君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 角田紘二君登壇〕

◇町長（角田紘二君） 平成29年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、9月5日に開会され、本日までの10日間、当初24議案並びに追加の3議案を慎重にご審議いただき、全ての議案につきまして、ご議決、ご承認を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成28年度の決算認定につきましては、それぞれの会計において貴重なご意見、ご提言をいただきましたので、今後の執行に当たり、十分留意してまいりたいと思います。

また、一般質問において議員の皆様方よりご指摘、ご提言いただきましたことにつきましても、十分その意を酌み、今後の行政執行に役立ててまいりたいと考えております。

さて、在任中幾多の功績を残されました議員各位の任期も、残すところ1カ月余りとなりました。この4年間の議員各位のご協力に対し心から御礼申し上げますとともに、町民の福祉と町発展のために注がれました皆様のご尽力に深く敬意を表する次第であります。

今月26日には町議会議員選挙が告示され、10月1日には投票が行われます。今回の選挙に立候補されます皆様におかれましては、明るく正しい選挙運動のもとにご奮闘され、再び本議場でお会いできますことを心より祈念、祈願いたす次第であります。

また、10月22日の任期満了によりご勇退になられる議員におかれましては、長い間議員としての重責を全うし、町のためにご活躍されましたことに対し、心から敬意と感謝を申し上げる次第でございます。これからも健康に留意され、よりよいまちづくりのため、議会での経験を生かし、お力添えをいただければ幸いと存じます。

結びに、これからも町の諸課題の解決と諸事業の推進のため、議員の皆様方から多くのご提案やご協力をいただき、町政がより発展しますようお願い申し上げ、皆様方の今後ますますのご健勝とご多幸を祈念しまして、閉会の挨拶といたします。



○議長挨拶

◇議長（高橋茂樹君） 平成29年玉村町議会第3回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9月5日に開会し、本日までの10日間にわたり、条例や平成29年度の補正予算等の重要な議案、また平成28年度の決算認定において活発な審議がなされるとともに、一般質問においても8人の議員がさまざまな観点から町政全般をただし、私どもの任期の最後を飾るにふさわしい意義ある議会となりました。改めて感謝申し上げます。

勇退される議員各位におかれましては、町政発展のため大変ご尽力いただき、感謝を申し上げますとともに、今後は健康に留意され、ご指導、ご協力をお願い申し上げます。

また、10月1日の玉村町議会議員選挙に向け立候補を予定されている議員各位におかれましては、当選の栄を勝ち取られ、議場で再会できるよう心より念願いたします。

結びに当たり、町長を初め職員各位には、玉村町議会の今日までの4年間において、議会からの政策提言を初め、議員各位からの意見等を十分尊重され、今後のまちづくりに反映されることを要望するとともに、住民福祉のため、その重責を全うされるようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、閉会の挨拶といたします。



○閉 会

◇議長（高橋茂樹君） これをもちまして、平成29年玉村町議会第3回定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時25分閉会